告示

○厚生労働省告示第三十一号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一号中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改め、同条第二号中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に、「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に改め、同条第三号中「平成二十六年六月」を「平成二十七年六月」に改め、同条第四号中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改め、同条第五号中「平成二十六年六月」を「平成二十七年六月」に改め、同条第六号中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改め、同条第七号中「平成二十六年六月」を「平成二十七年六月」に改め、同条第八号及び第十二号中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改める。

第二条第三項中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改め、同条第四項中「平成二十七年二月」を「平成二十八年二月」に改める。

第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改める。

第六条第三項中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に改め、同条第四項中「平成二十七年二月」を「平成二十八年二月」に改める。

第七条第二項中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第三項中「平成二十八年二月」を「平成二十九年二月」に改める。

第八条第二項中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第三項中「平成二十八年二月」を「平成二十九年二月」に改める。

別表第一から別表第四十九までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年４月
前　納　額	183,760円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年４月から平成27年10月までの月
前　納　額	92,780円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成28年３月までの期間の全ての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年										平成28年		
	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 198,410	円 183,760	円 168,720	円 153,630	円 138,490	円 123,300	円 108,070	円 92,780	円 77,440	円 62,060	円 46,620	円 31,130	円 15,590

別表第四（第二条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成27年										平成28年	
		３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成27年 ４月	昭和30年４月２日から昭和30年５月１日までに生まれた者	円 15,250	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
平成27年 ５月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	30,790	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年 ６月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	46,280	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年 ７月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	61,720	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年 ８月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	77,100	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—	—
平成27年 ９月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	92,440	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—	—
平成27年 10月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	107,730	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—	—
平成27年 11月	昭和30年11月２日から昭和30年12月１日までに生まれた者	122,960	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—	—
平成27年 12月	昭和30年12月２日から昭和31年１月１日までに生まれた者	138,150	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—	—
平成28年 １月	昭和31年１月２日から昭和31年２月１日までに生まれた者	153,290	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—	—
平成28年 ２月	昭和31年２月２日から昭和31年３月１日までに生まれた者	168,380	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590	—
平成28年 ３月	昭和31年３月２日から昭和31年４月１日までに生まれた者	183,420	168,720	153,630	138,490	123,300	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,130	15,590

別表第五（第二条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成27年										平成28年	
		３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成27年 ４月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 15,250	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
平成27年 ５月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	30,790	15,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—